



医療法人社団
北海道恵愛会

札幌南三条病院

患者さんの権利

当院は「患者さんにとって最もよい医療を提供する」の理念のもとに、患者さんと医療提供者がお互いの信頼関係に基づき、医療を協働してつくり上げていきます。

当院では、このような考え方に基づき、ここに「患者権利章典」を制定します。

1. 誰でも、良質の医療を公平に受ける権利があります
2. いかなる場合にも、人格、価値観などが尊重され、尊厳が保たれる権利があります
3. 病気、検査、治療など自己の情報について、納得できるまで十分な説明を受ける権利があります
4. 十分な説明と情報を得たうえで、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります
5. 他の医師の意見を求める権利があります
6. 自己の診療記録の開示を求める権利があります
7. 医療内容や病院の運営に関して、意見や苦情、または希望を述べる権利があります
8. 診療の過程で得られた個人情報保護される権利があります

患者さんの責務

1. 良質な医療を提供するためには、医師をはじめとする医療提供者に患者さんご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供する責務があります
2. 納得できる医療を受けるために、医療者に質問するなど、患者さん自らが積極的に医療に参加する責務があります。
3. すべての患者さんが良質な医療を受けられるようにするため、院内の規律をお守りいただき、他の患者さんの治療や病院職員の業務の遂行に支障が生じないよう配慮する責務があります。